

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ11協定）の
国内手続の完了に関する通報

平成30年7月6日
内閣官房
TPP等政府対策本部

- 1 我が国政府は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ11協定）の国内手続の完了について、本6日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行いました。
- 2 TPP11協定は、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための環太平洋パートナーシップ協定の内容を実現するための法的枠組みについて定めるものです。
- 3 TPP11協定の締結は、我が国の成長戦略に資するものであり、また世界的に保護主義的な風潮が広まる中で自由貿易の旗手である我が国から世界に向けた力強いメッセージとなり、アジア太平洋地域に21世紀型の貿易・投資ルールを広げていく上で大きな一歩となることが期待されます。
- 4 我が国による寄託国への通報は、TPP11協定署名国11か国の中でメキシコに次いで2番目であり、同協定の発効へ向け弾みをつけるものです。我が国は、TPP11協定の早期発効に向け、他署名国と引き続き協力していく考えです。

[参考1] TPP11の署名国

オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム

[参考2] TPP11協定第3条は、効力発生の要件として、同協定の署名国の過半数の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者（ニュージーランド）に通報した日の後60日で効力を発生する旨規定している。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

背景

- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定について、離脱を表明した米国以外の国との間で一部条文を除く同協定の内容を実現するための協定。
- 米国の不在に伴い停止する項目を絞り込み、TPP協定の高い水準を維持。

【交渉経緯】

2010年3月 TPP協定交渉開始(当初は8か国)
2013年7月 日本が交渉参加
2016年2月 署名(於: NZ・オークランド)
2017年
1月20日 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報
1月23日 トランプ米大統領、TPP離脱の大統領覚書を発出
3月14-15日 TPP閣僚会合(於: チリ)
5月21日 TPP閣僚会合(於: ベトナム)
→ TPP協定の早期発効に向けた選択肢を、11月のAPEC首脳会議までに検討。

7月-11月 TPP高級事務レベル会合(計4回開催(3回は日本が主催))
11月8-10日 TPP閣僚会合(於: ベトナム): 大筋合意
2018年
1月22-23日 TPP高級事務レベル会合(於: 日本・東京)
→ 協定本文及び凍結項目を確定。
3月8日 署名式(於: チリ・サンティアゴ)

参加国	日本 オーストラリア ブルネイ カナダ チリ マレーシア メキシコ ニュージーランド ペルー シンガポール ベトナム
-----	--

人口合計	約5億人
------	------

GDP合計	約10兆ドル
-------	--------

貿易総額	約5兆ドル
------	-------

【出典】世界銀行
(数字は2015/2016年)

主な内容(全7条)

第1条: TPP協定の組込み

第2条: 特定の規定の適用の停止

※ISDS(投資合意、投資許可)、生物製剤データ保護等の22項目を停止(うち11項目は知財関係)

第3条: 効力発生

※6か国の締結完了

第4条: 脱退

第5条: 加入

第6条: 本協定の見直し

※TPP協定の効力発生が差し迫っている場合又はTPP協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約

国の要請に応じ、本協定の改正及び関係する事項を検討するため、本協定の運用を見直す。

第7条: 正文(英、西、仏)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

早期締結の必要性

- 参加国間で、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、幅広い分野で新たなルールを構築するTPP協定を実施する。
- 海外の成長市場を取り込み、我が国の未来投資戦略2017に寄与する。
 - 実質GDP: 約1.5%押し上げ
(約8兆円に相当(2016年度GDP水準で換算))(※)
 - 労働供給: 約0.7%(約46万人)増加(※)
- 世界で保護主義的傾向が強まる中、自由で公正な21世紀型のルールを作っていく上で重要な一步であり、米国や他のアジア太平洋諸国・地域に対しても積極的なメッセージになる。

(※) TPP協定(12か国)の経済効果分析
・実質GDP: 約2.6%押し上げ
(約14兆円に相当(2014年度GDP水準で換算))
・労働供給: 約1.3%(約80万人)増加

【21世紀型ルールの例】

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律

凍結項目一覧

- | | |
|--------------------------------|--|
| ○急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文) | ○生物製剤データ保護(第18・51条) |
| ○ISDS(投資合意、投資許可)関連規定(第9章の一部) | ○著作権等の保護期間(第18・63条) |
| ○急送便サービス(附属書10-B 5及び6) | ○技術的保護手段(第18・68条) |
| ○金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等) | ○権利管理情報(第18・69条) |
| ○電気通信紛争解決(第13・21条1(d)) | ○衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条) |
| ○政府調達(参加条件)(第15・8条5) | ○インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F) |
| ○政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部) | ○保存及び貿易(第20・17条5の一部) |
| ○知的財産の内国民待遇(第18・8条1注2の第3及び4文) | ○医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条) |
| ○特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文) | ○ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部) |
| ○審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条) | ○マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書IVの一部) |
| ○医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条) | |
| ○一般医薬品データ保護(第18・50条) | |



第25回日EU定期首脳協議等

7月17日(火曜日)、東京にて、安倍晋三内閣総理大臣は、ドナルド・トウスク欧州理事会議長及びジャン=クロード・ユンカ一欧州委員会委員長との間で第25回日EU定期首脳協議及び少人数会合を実施しました。定期首脳協議後には、日EU・EPA及びSPAの署名式、共同記者会見が行われました。また、今回の定期首脳協議に際し、共同声明が発出されました。

日EU・EPA及びSPAへの署名

- 両首脳は、5年以上に及ぶ交渉を経て、日EU経済連携協定(EPA)及び戦略的パートナーシップ協定(SPA)に署名しました。
- 安倍総理は、両協定の署名は、日EU関係をより高い次元に引き上げる価値のある画期的なものであるとの認識を示した上で、EPAへの署名は、保護主義的な動きが世界で広がる中、日本とEUが自由貿易の旗手として、世界をリードしていくとの搖るぎない政治的意を世界に鮮明に示すものであり、EPAを礎に、今後も日EUが自由貿易の旗手として、WTOを中心とする多角的自由貿易体制を堅持、発展させていきたい旨述べました。
- これに対し、トウスク議長から、欧州と日本は地理的には遠く離れているが、日EUが政治的にも経済的にも、これ程までに近づいたことはない旨の発言がありました。また、ユンカ一委員長から、日EU・EPAは、公平性と価値を核とした協定であり、世界に対して範を示すものである旨の発言がありました。



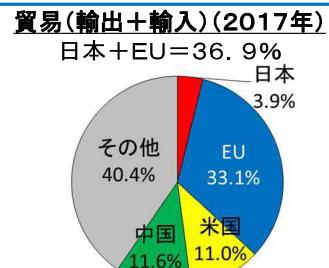
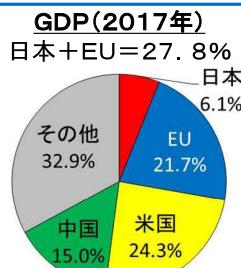
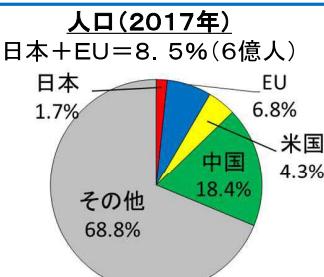
日EU・EPAの意義・経済上のメリット

- 本協定は、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。(総理施政方針演説等)
- 本協定署名は、日EUが引き続き自由貿易の旗手として世界に範を示し続けるとの力強いメッセージ。
- 自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル(国有企業、知財、規制協力等)。
- 世界のGDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EUによる世界で最大級の規模の自由な先進経済圏が新たに誕生。
- 我が国にとっての経済効果は、実質GDPを約1%(約5兆円)押し上げ、雇用を約0.5%(約29万人)増加させる見込み。
- 本協定の署名により、我が国の署名・発効済みFTAカバー率(TPP12含む)は、40.3%から51.6%まで増加の見込み。

(※TPP11の場合は25.2%から36.5%)

経緯

平成25年3月：交渉開始 ⇒ 平成29年7月：大枠合意 ⇒ 同年12月：交渉妥結 ⇒ 平成30年7月：署名



	人口 (2017年、百万人)	シェア(%)
日本	127	1.7%
EU	512	6.8%
米国	326	4.3%
中国	1,386	18.4%
その他	5,179	68.8%
世界計	7,530	—

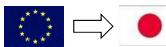
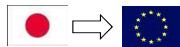
	GDP (2017年、10億ドル)	シェア(%)
日本	4,872	6.1%
EU	17,309	21.7%
米国	19,391	24.3%
中国	12,015	15.0%
その他	26,279	32.9%
世界計	79,865	—

	貿易(輸出+輸入) (2017年、10億ドル)	シェア(%)
日本	1,369	3.9%
EU	11,705	33.1%
米国	7,468	21.1%
中国	3,888	11.0%
その他	4,112	11.6%
世界計	35,384	—

出典：World Bank, World Development Indicators, May 21, 2018

出典：IMF, World Economic Outlook Database, April 2018

出典：IMF, Direction of Trade Statistics, May 25, 2018



(1)日本産品のEU市場へのアクセス(「攻め」)

- EU側関税撤廃率: 約99%^{(注1)(注2)}

● 工業製品

- ✓ **100%の関税撤廃を達成。**
- ✓ 乗用車(現行税率10%): 8年目に撤廃。
- ✓ 自動車部品: 貿易額で9割以上が即時撤廃。

● 農林水産品等

- ✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、**ほぼ全ての品目で関税撤廃**(ほとんどが即時撤廃)。
- ✓ 日本ワインの輸入規制の撤廃(醸造方法の容認、業者の自己証明の導入)。自由な流通が可能。
- ✓ 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

(2)EU産品の日本市場へのアクセス(「守り」)

- 日本側関税撤廃率: 約94%^(注2)

(農林水産品: 約82%, 工業品等: 100%)

● 農林水産品

- ✓ コメは、関税撤廃・削減等の対象から除外。
- ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

● 工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等: 即時撤廃。
- ✓ 皮革・履物(現行最高税率30%): 11年目又は16年目に撤廃。

我が国産品の輸出拡大や市場拡大の実現

- 工業製品 : 乗用車・自動車部品に加え、一般機械、化学工業製品、電気機器も高い割合でEU側関税の即時撤廃を実現。大企業のみならず、メーカーに部品を納入する**中小企業にも裨益**。
- 農林水産品: 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、**ほぼ全ての品目で関税撤廃**(ほとんどが即時撤廃)を獲得し、5億人を超えるEU市場への**我が国農林水産物輸出促進**に向けた環境が整備。GI保護による**ブランド価値向上**。
- 酒類 : 酒類の**輸出拡大**(EU側は全ての関税を即時撤廃)。GI保護による**ブランド価値向上**。

(注1)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。

(注2)撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。

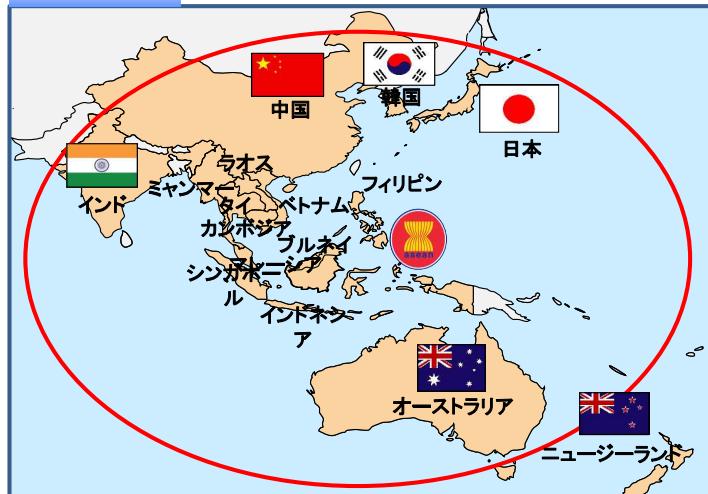


- 日本語及び英語を含むEU23公用語の全てが正文。
- 本協定は、以下の章及び関連する附属書等から構成される(全23章)。

第1章 総則	第2章 物品貿易	第3章 原産地規則及び原産地手続	第4章 税関に係る事項及び貿易円滑化	第5章 貿易上の救済	第6章 衛生植物検疫措置
本協定の目的、用語の定義等を規定	物品貿易に關し、関税撤廃・削減の他、内国民待遇等の基本的なルール等を規定	関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件、証明手續等を規定	税関手續の透明性・予見可能性の確保、簡素化等を規定	輸入急増の場合等における緊急措置(セーフガード)等を規定	SPS措置に係る手続の透明性向上、技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障害 強制規格等を導入する際の手續の適正化、透明性の確保等を規定	第8章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他、電子商取引のルール等を規定 ^(注1)	第9章 資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置 資本の移動等に關し、原則自由な移動を可能にする他、一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし、本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲(鉄道含む。)等を規定	第11章 競争政策 反競争的行為に対する適切な措置、協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議、一定の類型の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業 国有企業等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うこと等を規定	第14章 知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権の保護及び権利行使の他、農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 企業統治 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易及び持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に關わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等を規定	第18章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力 規制措置に関する公衆との協議、事後の評価、意見提出の機会の提供等の他、動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業分野における協力 農産品・食品の輸出入の促進、安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に關し、情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手續等を規定	第22章 制度に関する規定 本協定運用のための合同委員会の設置、その下での特別委員会の設置、連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生、改正等に係る手續、日本語を含む正文等を規定	(注1)投資保護規律と投資紛争解決手続は、本協定に規定なし。別途、EUとの間で協議中。 (注2)個人データの越境移転については、本協定とは別に、日EU当局間で、今月17日、個人データの保護水準が十分であると相互に認定することで一致。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉

概要



➤RCEP(アールセップ)は、東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership)の略

➤交渉参加国: ASEAN10か国+6か国(日本, 中国, 韓国, オーストラリア, ニュージーランド, インド)

➤交渉分野: 物品貿易, 原産地規則, 税関手続・貿易円滑化, 衛生植物検疫措置(SPS), 任意規格・強制規格・適合性評価手続(STRACAP), 貿易救済, サービス貿易, 金融サービス, 電気通信サービス, 人の移動, 投資, 競争, 知的財産, 電子商取引, 経済技術協力, 中小企業, 政府調達, 紛争解決等

経緯

2012年11月 RCEP交渉立上げを宣言 於:カンボジア
2013年 5月 第1回RCEP交渉会合 於:ブルネイ
2017年 11月 RCEP首脳会議 於:フィリピン
2018年 3月 第4回中間閣僚会合 於:シンガポール
4-5月 第22回RCEP交渉会合 於:シンガポール
7月1日 第5回中間閣僚会合 於:東京
7月下旬 第23回RCEP交渉会合 於:タイ

※閣僚レベルは5回の閣僚会合に加え、5回の中間会合等も行われた。

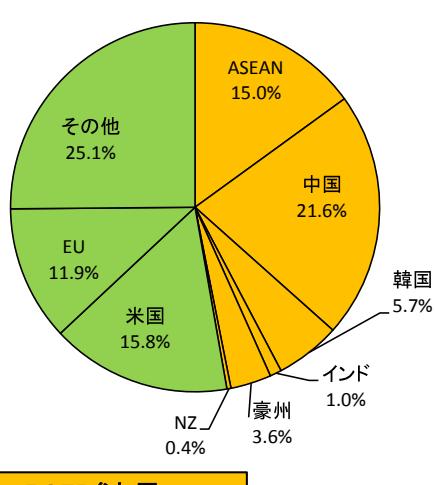
共同首脳声明の要旨(2017年11月)

- 保護主義の台頭及び反グローバリゼーションの風潮においても我々の経済は強靭さを維持。貿易の開放性と地域経済統合がもたらす有益な貢献が強靭な経済の維持に繋がることを認識。
- 市場アクセス、ルール及び協力の三本柱において成果を出す。
- 現代的な、包括的な、質の高い、かつ互恵的な経済連携協定を達成するというコミットメントを再確認。
- RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力することを指示。

RCEPの意義

- 世界人口の約半分、世界のGDP及び貿易総額の約3割を占める広域経済圏。世界的に保護主義的な声が高まる中、国際社会に対して自由貿易推進の力強いメッセージを発信。
- 世界の成長センターであるアジア太平洋地域の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。多くの我が国企業が活動するこの地域において自由で公正な経済圏を構築し、サプライチェーンの効率的な形成等に寄与。
- 市場アクセス(関税削減等)の改善により、地域の貿易・投資を促進。また、税関手続、知的財産、電子商取引等のルールを整備することにより、非関税分野における我が国企業の活動を支援。

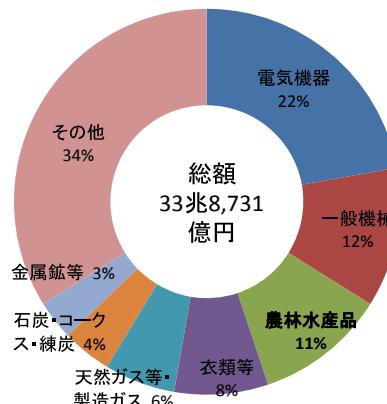
日本の貿易総額に占めるRCEP参加国の割合
(2016年、小数点第2位四捨五入)



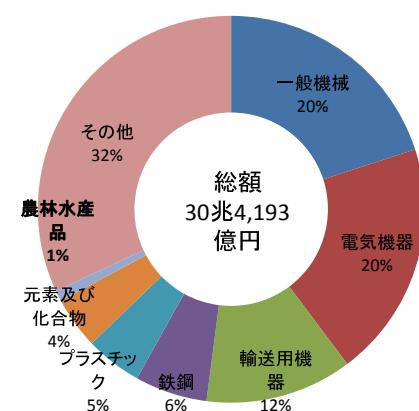
出典: 財務省貿易統計

日本と交渉参加国(ASEAN, 中, 韓, 豪, NZ, 印)の貿易構造

交渉参加国→日本(2016年)
輸入総額 約33.9兆円



日本→交渉参加国(2016年)
輸出総額 約30.4兆円



出典: 財務省貿易統計